

京都府内訪問看護ステーション管理者
及び訪問看護師の皆様へのお知らせ

麻薬等の取扱いは、医療機関や薬局においては「麻薬及び向精神薬取締法」に厳しくその取扱いが定められていますが麻薬処方箋で調剤した在宅における患者に交付された麻薬の廃棄については、法令等において明確な規定が設けられていません。

この度、京都府薬剤師会では、在宅で処方された麻薬等は麻薬取扱いの免許を有する薬局で適切に廃棄・処理をしていくことになりました。在宅で看取り時等に麻薬・向精神薬の残薬が生じた際は、麻薬取扱いの免許を有する薬局に持参することを周知願います。

- ① ご家族に、近くの麻薬取扱い薬局（調剤された薬局でなくても可）をお知らせし、持参していただいで下さい。
- ② 必要に応じて、お手数ですが訪問看護師が持参をお願いいたします。

麻薬取扱い薬局については、下記のいずれかで検索できます。

1. 公益社団法人京都府看護協会 ホームページ PDF “麻薬等取扱い薬局一覧”
2. 一般社団法人京都府薬剤師会 ホームページ
<http://www.kyotofuyaku.or.jp/>